

各医療機関の長 様

広島市長 松 井 一 實
(健康福祉局健康推進課)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく届出について

平素より本市の保健衛生行政に御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、広島市感染症発生動向調査事業については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）」及び同法に基づき国が定めた「感染症発生動向調査事業実施要綱（以下「国要綱」という。）」並びに「広島市感染症発生動向調査事業実施要綱（以下「市要綱」という。）」により実施しているところです。

同法に基づく感染症の届出については、適切な届出時期等の遵守をお願いしているところですが、市内において届出の遅延等が一部見受けられることから、下記1、2のとおり留意事項をとりまとめました。

また、令和8年4月6日に国要綱がされることに改正に伴い、下記3のとおり市要綱も同日に改正し、適用することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 法第12条第1項に基づく医師の届出の徹底について

以下の表を参照に、適切な届出時期等の遵守をお願いいたします。

特に、**結核については、まん延防止の観点から速やかな積極的疫学調査の実施が必要です。**

また、医療費の公費負担を申請する場合、保健センターへの届出が前提条件となります。

なお、届出が遅延した場合は、遅延理由書の提出を求める等による指導の対象となりますので、御承知おきください。

類型	主な感染症	届出時期
1類	エボラ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱 等	診断後直ちに
2類	結核 、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9) 等	診断後直ちに
3類	コレラ、腸管出血性大腸菌感染症 等	診断後直ちに
4類	E型肝炎、A型肝炎、重症熱性血小板減少症候群 等	診断後直ちに
5類	風しん、麻しん、侵襲性髄膜炎菌感染症	診断後直ちに
	多剤耐性緑膿菌感染症、梅毒、百日咳 等	診断後7日以内
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	診断後直ちに

※ 届出基準・届出様式等につきましては、本市ホームページに掲載しております。

<URL>

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/iryu/1005994/index.html>
広島市ホームページ ページ番号 **1005994**

【参考】

「忘れていませんか？感染症法に基づく医師の届出」（厚生労働省）

<URL>

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/pamphlet_A4.pdf

ホームページ
QRコード



ホームページ
QRコード



2 法第53条の11第1項に基づく医師及び病院管理者の届出（結核患者）

区分	入院したとき	退院したとき
基準	結核患者が新たに当該病院に入院した事実があったとき	当該病院に入院していた結核患者が退院した事実があったとき
届出事項	<ul style="list-style-type: none"> 患者の住所及び氏名 (患者が成年に達していない場合は、保護者氏名及び住所) 病名 入院の年月日 病院の名称及び所在地 	<ul style="list-style-type: none"> 患者の住所、氏名、年齢、性別及び職業 (患者が成年に達していない場合は、保護者氏名及び住所) 病名 退院時の病状及び菌排泄の有無 退院の年月日 病院の名称及び所在地
届出時期	<u>7日以内</u>	<u>7日以内</u>

3 市要綱の一部改正について（主な変更点）

(1) 名称及び報告区分

区分	現行（令和8年4月5日まで）
名称	薬剤耐性緑膿菌感染症
報告区分	定点把握疾患



変更後（令和8年4月6日以降）	
名称	多剤耐性緑膿菌感染症
報告区分	全数把握疾患

(2) 適用日

令和8年4月6日

※ 改正後全文につきましては、本市ホームページに掲載しております。

<URL>

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/eisei/1003071/1011229.html>

広島市ホームページ ページ番号 1011229

ホームページ

QRコード



健康推進課保健予防係

担当：山田（感染症に関すること）

住元（結核に関すること）

TEL：082-504-2882